

高知県農業経営改善促進資金低利預託基金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定により、高知県農業経営改善促進資金低利預託基金利子補給補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的等)

第2条 農業経営改善促進資金（高知県農業経営改善促進資金要綱（以下「県要綱」という。）第4の2に定める資金をいう。）の融通に必要な基金（以下「県低利預託基金」という。）を造成するための資金を、県要綱に基づき、高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が民間金融機関から借り入れる際に基金協会が負担する額について、県が予算の範囲内において補助することにより、効率的かつ安定的な農業経営の育成を支援し、農業の振興及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(補助率)

第3条 基金協会は、民間金融機関からの借入金により県低利預託基金を造成するものとし、県は、基金協会に対し、年利2.2パーセント以内で、基金協会が負担等をした率に対する補助を行うものとする。

(補助金の額)

第4条 県が基金協会に対して交付する補助金の額は、毎年1月1日から6月30日までを上半期と、7月1日から12月31日までを下半期として、その期間における借入額に、前条に規定する補助率を乗じて得た額とする。

(補助金の支払方法)

第5条 補助金は、精算払により支払うものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 基金協会は、補助金の交付を受けようとする場合は、上半期分は7月30日までに、下半期分は2月10日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 別記第1号様式による農業経営改善促進資金低利預託基金利子補給補助金交付申請書及び実績報告書
- (2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る内容について審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、その旨を基金協会に別記第2号様式による補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助の条件)

第8条 基金協会は、補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(検査及び報告)

第9条 知事は、必要があると認めたときは、基金協会に対し、関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。

(補助金の支払)

第10条 県は、基金協会から補助金の交付の申請があった場合において、審査の上、適当であると認めたときは、当該申請書を受理した日の属する月の翌月中に、これを支払うものとする。

(補助金の打ち切り等)

第11条 知事は、基金協会が、この要綱に違反したときは、基金協会に対し交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(延滞金)

第12条 基金協会は、補助金の返還を命ぜられ、かつ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利14.5パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(情報の開示)

第13条 補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。

別表（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。